

八潮市立八條中学校 いじめゼロ基本方針

令和8年4月改定

「八潮市立八條中学校いじめゼロ基本方針」の改定について

1. はじめに：条例の制定と本校の責務

平成27年9月18日に制定された『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』では、第6条において、市立学校が子どもたちや保護者の皆様に対し、いじめ防止への正しい理解を促す教育活動を行うことが義務付けられています。

本校ではこの条例に基づき、いじめは「どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、すべての生徒が安心して学べる環境づくりに努めております。

2. 「いじめ防止対策基本方針」の見直しについて

社会情勢の変化や、SNS等の普及に伴ういじめの多様化に対応するため、市内小・中学校では定期的に「いじめ防止対策基本方針」の見直しを行っております。

今回の見直しでは、以下の3点を重点的に強化しました。

未然防止：子どもたちが「いじめは絶対に許されない」という正しい認識を持つための道徳教育・啓発活動の充実。

早期発見：アンケートや教育相談の実施、さらに教職員の観察眼を養うための研修強化。

迅速な対応：いじめが発生した際、学校、保護者、関係機関が速やかに連携し、被害生徒を徹底して守り抜く体制の再編。

3. 保護者・地域の皆様へのお願い

いじめの防止には、学校内の取り組みだけでなく、ご家庭や地域での見守りが不可欠です。条例の精神にある通り、大人たちが一丸となって「いじめを許さない」背中を子どもたちに見せていくことが、何よりの教育となります。

今後とも、子どもたちの笑顔あふれる学校づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。

子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子供が一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するとても身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

1 条例の基本理念（第3条）

- 1 みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。
- 2 みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

2 いじめの定義（条例2条）

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態例（国の定めたいじめ対策による基本的な方針より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる（※特定のグループから外す行為を含む）
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- 金品をたかられたりする（※「おごらされる」等も含む）
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる（※SNS、ネットゲーム、動画への書き込み等を含む）

3 子どもの役割（第4条）

- 1 子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。
(方針) →いじめを正しく理解し、絶対に「しない・させない・許さない」ことを誓います。
- 2 子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。
(方針) →他者を尊重し、互いに支え合うことで、誰もが安心して過ごせる学校を築きます。
- 3 子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。
(方針) →いじめを他人事とせず、勇気を持って寄り添い、周囲と連携して解決に努めます。
- 4 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するものとする。
(方針) →自分の心を守るために、家族や学校、専門機関など、多様な窓口を積極的に活用します。

4 市立学校の責務（第6条）

- 1 市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。
(方針) → いじめ防止に関する授業や活動を行い、全員が「いじめの本質」を正しく理解できるよう導きます。
- 2 市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。
(方針) → さわやか相談室や保健室をいつでも開かれた場所にするとともに、誰もが一人で悩まずに済む、安心できる居場所をつくります。
- 3 市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。
(方針) → 家庭や地域、専門機関と固く連携し、社会全体で生徒一人ひとりを守り抜くネットワークを築きます。
- 4 市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるとともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。
(方針) → いじめ防止への取り組みが形骸化しないよう、定期的な点検と見直しを徹底し、活動の質を高め続けます。
- 5 市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。
(方針) → 校内の情報共有を仕組み化し、全教職員が共通理解のもと、多角的な視点で生徒を見守ります。※学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等欄外に記載

※第6条第5項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等

○生徒指導・教育相談委員会

いじめ防止等の対策のための生徒指導・教育相談委員会を設置し、生徒の状況の確認やいじめ防止等の取組を計画する。

【構成メンバー】

校長 教頭 主幹教諭（教務主任） 生徒指導主任 教育相談主任 学年担当 養護教諭
さわやか相談員

【開催頻度等】 毎週1回

○校内いじめ対策委員会（条例第10条第1項第3号）

いじめ防止等の対策のための生徒指導・教育相談委員会の計画をもとに、生徒の状況の確認やいじめ防止等の取組を把握する。

【構成メンバー】

校長 教頭 主幹教諭（教務主任） 生徒指導主任 教育相談主任 学年主任 養護教諭
さわやか相談員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認めた者

【開催頻度】 毎月1回

○職員会議等での情報交換及び共通理解

生徒の状況の確認やいじめ防止等の取組の計画等進捗状況を報告する

【開催頻度】 毎月1回

○校内研修会（いじめの防止等研修）

【開催頻度】 年間2回

5 市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策（第10条）

（1）いじめの未然防止のための取組

（いじめの未然防止）

- 1 子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 2 子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
- 3 いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、校内委員会を設置する。

方針

○ 道徳教育の充実

- ・道徳の時間を核とした全教育活動を通じ、多角的な視点と思考力を養い、いじめの発生を未然に防ぐ。
- ・「自分を大切に、相手を尊重する」人間性豊かな心を育み、いじめを「しない・許さない」土壌を築く。

○ 体験活動の充実

- ・行事や異年齢交流などの豊かな体験を通じ、他者と共感し、感動を分かち合う「心の絆」を深化させる。
- ・自然・職場・奉仕体験など、発達段階に応じた実践的な学びから、自己有用感と社会性を育む。

○ 定期的なアンケートの実施

- ・全生徒を対象とした「生活・いじめアンケート」を毎月実施し、生徒の小さな変化やサインを早期に察知する。
- ・デジタル活用等で回答しやすい環境を整え、定期的な教育相談と併せて生徒の実態を正確に把握する。

○ 特別活動を通じた人間関係づくり

- ・小中9年間を通して「ピンクシャツデー」を推進し、生徒自身の手で「いじめゼロ」の校風を確立する。
- ・話し合い活動等のコミュニケーションを活性化し、互いを認め合い、自己肯定感を高める集団を育成する。

○ 生徒の状況把握と出欠席確認

- ・登校状況や遅刻・欠席の背景を迅速に把握し、背景にある悩みやトラブルを組織的に早期発見する。
- ・必要に応じた家庭訪問や電話連絡を行い、家庭と連携して生徒一人ひとりの安心・安全を確保する。

○ 保護者・地域への啓発と連携

- ・学校HPや通信、保護者会を通じ、本校のいじめ防止方針を積極的に発信し、共通理解と協力を促す。
- ・面談等の対話の場を充実させ、学校・家庭・地域が一体となって子どもを見守る体制を強化する。

(2) いじめの早期発見のための取組

(いじめの早期発見)

- 1 市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。
- 2 子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。
- 3 教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

方針

- 生活記録ノート（やりとり帳）の活用と信頼構築
 - ・やりとり帳を通じ、担任・生徒・保護者の三者が密に連携し、日頃から揺るぎない信頼関係を構築する。
 - ・生徒の何気ない記述やつぶやきから、人間関係の機微や日常生活の悩みを早期に察知し、見逃さない。
 - ・気掛かりな予兆には、教育相談や家庭訪問を即座に実施し、事態が悪化する前に迅速に対応する。
- 多角的なアンケートの実施
 - ・いじめ発見の重要手段として、実態に即したアンケートを定期的かつ機動的に実施する。
 - ・生活状況調査と一体化させることで回答の心理的壁を下げ、潜在化しやすいトラブルの早期発見に努める。
 - ・必要に応じて保護者向けアンケートも併用し、多角的な視点から生徒の安全を多層的に確認する。
- 日々の丁寧な観察と環境づくり
 - ・教職員が授業や行事、休み時間等で生徒と触れ合う時間を大切にし、多忙感の中でも生徒の心に寄り添う。
 - ・「いじめ早期発見チェックリスト」を全教職員で共有・活用し、組織的な視点で「いじめの芽」を摘む。
 - ・さわやか相談室等の窓口を積極的に周知し、生徒が「いつでも、誰にでも」話せる安心感のある環境を創出する。
- 観察の視点の鋭敏化と継続対応
 - ・思春期特有の発達段階や心理を考慮し、一時的な指導で終わらせない「丁寧で継続的な見守り」を徹底する。
 - ・生徒の表情、言葉遣い、服装、身の回りの持ち物の変化など、微細なサインに敏感に反応し、察知する。
- 相談体制の整備と校内研修の充実
 - ・教職員による事例研修や専門的研修を重ね、いじめを見抜く専門性と組織的な実践指導力を高め続ける。
 - ・スクールカウンセラー等とも情報を共有し、一人ひとりの課題に組織として挑む強固な相談体制を敷く。

6 いじめへの初期対応（第13条）

（いじめへの初期対応）

- 1 いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導をすること
- 2 いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること
- 3 いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること

方針

○ 正確な実態把握と即時対応

- ・いじめの疑いがある現場を確認した際は、直ちにその行為を制止し、生徒の安全を最優先に確保する。
- ・生徒や保護者からの訴えに対し、予断を持たず真摯に耳を傾け、事実関係の正確な把握に全力を挙げる。
- ・発見・通報を受けた教職員は決して一人で抱え込まず、組織として対応し、必要に応じ関係機関と連携する。

○ 被害生徒および保護者への徹底支援

- ・被害を受けた生徒の心身の保護を最優先とし、当日のうちに保護者へ連絡し、不安の払拭に努める。
- ・被害生徒が「守られている」と実感し、安心して学校生活を再開できるよう、全校体制で居場所を作る。
- ・教育相談や専門スタッフを活用し、継続的な心のケアを行い、生徒の自尊心の回復を強力に支援する。

○ 加害生徒への厳正な指導と再発防止

- ・事実確認は複数の教職員で客観的に行い、いじめが「人権を侵害する許されない行為」であることを徹底指導する。
- ・加害生徒が自らの行為を省み、相手の痛みや苦しみに心から向き合えるよう、粘り強く内省を促す指導を行う。
- ・加害側の保護者へは迅速に事実を伝え、共通理解のもとで学校と密に連携し、責任ある再発防止策を講じる。

7 インターネットを通じて行なわれるいじめへの対策（第11条）

(インターネットのいじめの対策)

- 1 市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。
- 3 市は、全項2項の対策を支援しなければならない。
- 4 保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

方針

- ネット上の不適切な書き込みへの迅速な対応
 - ・ ネット上の誹謗中傷や不適切な書き込みを確認した際は、被害の拡散を最小限に抑えるため、即座に削除要請等の措置を講じる。(学校には強制削除の権限はないため、状況によっては「通報者」として動く。)
 - ・ デジタル上のトラブルは情報の伝播が早いため、組織として初動を最優先し、被害生徒のプライバシーと尊厳を徹底して守り抜く。
- ※学校は「教育の場」として動きますが、「個人の権利を守るための法的・刑事的手続き」等については本人（保護者）にしかできないため、そこは家庭の役割となります。
- 重大事態における警察・関係機関との外部連携
 - ・ 生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じる恐れがある、あるいは犯罪行為の疑いがある場合は、迷わず直ちに所轄警察署へ通報する。
 - ・ 学校内だけで抱え込まず、法的な視点を含めた外部専門機関との強固な連携体制を敷き、生徒の安全確保に全力を尽くす。
- 情報モラル教育とリテラシーの向上
 - ・ SNS等の適切な利用に関する「情報モラル教育」を継続的に行い、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないための正しい知識を定着させる。
 - ・ デジタル空間での発信が現実世界に及ぼす影響力を正しく理解させ、自他を大切にする情報リテラシーと倫理観を育む。

8 八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第12条）

（小中一貫教育におけるいじめへの対策）

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

方針

【八條中学校ブロック】で、次のことを行う。

- 小中連携による教職員の資質向上と情報共有
 - ・ 中学校ブロック内の教職員が定期的に交流し、義務教育9年間を見通した一貫性のあ
るいじめ防止体制を構築する。
 - ・ 授業公開や授業交流を通じ、生徒一人ひとりの特性や指導上の留意点をきめ細かく共
有する。
 - ・ 合同研修会や小中学校連絡会を充実させ、組織的な対応力と未然防止のための専門性
を高め合う。
- 児童生徒の絆を深める交流活動の推進
 - ・ 小中合同のあいさつ運動や授業交流を通じ、発達段階を超えて互いを思いやり、支え
合う豊かな人間関係を育む。
 - ・ 合同運動会などの行事を通じ、集団としての連帯感を高め、誰もが安心して過ごせる
活気ある校風を創出する。
 - ・ 異年齢集団での活動を積極的に取り入れ、憧れや責任感を醸成することで、いじめを
寄せ付けない自浄能力のある集団を育成する。

9 重大事態（第15条）

（重大事態の対処）

- 1 市立学校は、校内対策委員会による調査を行なうとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を經由して、直ちに市長に報告すること。

（※資料3 フロー図参照）

（1）重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第28条）

（2）重大事態への学校の取組方針

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ②当該事案について、校内いじめ対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と協力して調査も行なう。
- ③上記調査について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

10 いじめ問題への組織的対応図

